

人吉市庁舎建設設計業務プロポーザル関係書類の訂正について

人吉市庁舎建設設計業務プロポーザル関係書類の訂正箇所及び訂正内容は以下のとおりです。
また、現在、人吉市HPに掲載されている関係書類は、全て訂正後の書類となりますので御注意ください。

1 平成 28 年 7 月 27 日訂正

人吉市庁舎建設設計業務プロポーザル実施要領様式集

(1) 様式集（表紙）市内企業枠様式の 1 行目

誤： 様式第 1 4 - 2 号

正： 様式第 1 4 - 1 号

(2) 様式第 1 号本文の 3 行目

誤： なお、本書及び関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

正： なお、本書及び関係書類の内容については事実と相違なく、人吉市庁舎建設設計業務プロポーザル実施要領 7 参加資格要件を全て満たすことを誓約します。

(3) 様式第 1 6 号本文の 3 行目

誤： なお、本書及び関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

正： なお、本書及び関係書類の内容については、事実と相違なく、人吉市庁舎建設設計業務プロポーザル実施要領 7 参加資格の要件を全て満たすことを誓約します。

2 平成 28 年 8 月 3 日訂正

人吉市庁舎建設設計業務プロポーザル実施要領

(1) 実施要領 P4 の「(2)の③同種業務」の項目の 2 行目

誤： (新築設計業務に限る。)

正： (新築及び改築設計業務に限る。)

(2) 実施要領 P4 の「(2)の④類似業務」の項目の 2 行目

誤： (新築設計業務に限る。)

正： (新築及び改築設計業務に限る。)

(3) 実施要領 P11 の「■同種業務の実績における対象施設」の表「設計内容」欄

誤： 新築の基本設計及び実施設計

正： 新築及び改築の基本設計及び実施設計

(4) 実施要領 P11 の「■類似業務の実績における対象施設」の表「設計内容」欄

誤： 新築の基本設計及び実施設計

正： 新築及び改築の基本設計及び実施設計

3 平成 28 年 8 月 5 日訂正

人吉市庁舎建設設計業務プロポーザル実施要領 P11 の「■配置技術者の能力の評価の・その他」の項目に以下の項目を追加する。

- ・構造主任担当技術者において、構造設計一級建築士を所持している場合は評価する。
- ・電気及び機械主任担当技術者において、設備設計一級建築士を所持している場合は評価する。